

静岡県人事委員会は、静岡県職員の定年に係る勤務延長に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月1日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

#### 静岡県人事委員会規則9-5

静岡県職員の定年に係る勤務延長に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の定年に係る勤務延長に関する規則（静岡県人事委員会規則9-3）について、下の表に掲げる様式の改正前の項に掲げる字句をそれぞれ対応する改正後の項に掲げる字句に改める。

様式第1号	改正前	任命権者 印
	改正後	任命権者
様式第2号	改正前	職・氏名 印
	改正後	職・氏名 印 (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)
様式第3号	改正前	任命権者 印
	改正後	任命権者
様式第4号	改正前	任命権者 印
	改正後	任命権者

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により提出又は作成されている申請書等は、改正後の規則の相当する様式により提出又は作成された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。